施設利用規定

図　書　館　利　用　案　内

（長崎短期大学図書館利用に関する細則の抜粋）

■開館時間

曜日	平常時	長期休暇時
平日	9：00～18：00	9：00～17：00
土曜日	9：00～13：00	

■休 館 日

1．日曜日および祝祭日

2．第４土曜日

3．夏季、冬季及び春季休暇中の館長が指定する日又は期間

その他諸行事等の都合により臨時休館をする場合は、その都度図書館ホームページや図書館入口等へ掲示します。

■利用資格

1．本学の教職員

2．本学の学生、聴講生および単位互換履修生

3．本学の卒業生

4．その他館長が特に認めた者

■館内閲覧上の注意

1．閲覧は必ず館内で行い、図書を館外へ持ち出さないで下さい。

2．館内では静粛にし、他の閲覧者の妨げとなる行為をしないで下さい。

3．図書・備品等は丁寧に取り扱い、汚損や破損をしないよう注意して下さい。

4．館内での飲食、携帯電話の使用は禁止します。（蓋付き飲料〔ペットボトル・水筒等〕の持ち込みは可）

■館外貸出

1．館外貸出の際は、学生証を持参の上、カウンターで貸出手続きを行って下さい。

2．貸出図書の返却は借り受けた本人がカウンターにて返却手続を行って下さい。貸出期間中は、第三者への又貸しは絶対に行わないで下さい。

3．資料を紛失または破損したときは、同一の資料または相当の代価をもって弁償していただきます。

■貸出可能冊数および期間

本学の教職員	10冊以内	3週間以内
専攻科生	10冊以内	3週間以内
学科生	5冊以内	2週間以内
上記以外の者	館長が指定する	

※ 長期休業期間中は貸出期間を延長する場合があります。

■帯出禁止図書

本学指定の帯出禁止図書（辞書・辞典類、参考図書、最新号の雑誌等）の貸出はできません。

■罰　　則

資料の返却延滞者に対する措置は以下のとおりです。

1．延滞期間が6か月未満：返却延滞期間に相当する貸出を禁止します。

2．6か月以上：卒業まで貸出禁止の措置に加えて本を紛失したものとみなし、同じ図書の購入または代金で清算していただきます。

■文献複写

利用者は、教育・研究に用いることを目的として著作権法に違反しない範囲で図書館資料を複写することができます。その際は、カウンター備え付けの「文献複写申込書」に必要事項を記入の上提出して下さい。

■視聴覚資料の利用

DVD等の視聴覚資料は、館外への貸出は行っていません。視聴を希望される場合は、カウンターへ申し込み、館内の機器にてご利用下さい。

■電子書籍の利用

図書館ホームページ（本学ホームページの「図書館」バナーよりアクセスして下さい。）の［電子ブック］メニューより丸善雄松堂が運営する「Maruzen e-book library」（eBook及びeVideoを提供するプラットフォーム）にアクセスできます。（学内のみ）又、Activeポータルの掲示板【Maruzen eBook Library】学外利用サイトでご案内しているサイトでは、学外からでも利用することができます。

1．同時に利用できるのは1アクセスです。閲覧が終了したら、必ず［閲覧終了］をクリックして下さい。

2．電子書籍のダウンロードは、1回の閲覧で60ページまで可能です。但し、動画コンテンツはダウンロードできません。

■読書相談

図書館の利用や資料に関する相談があれば職員まで遠慮なく申し出て下さい。

貸出中図書の予約や新刊購入のリクエストなども受け付けています。

コンピュータ室（ＯＡ・ＯＰ室）利用規定

■利用時間

曜　日	平　常　時
平　日	9：00～17：00
土曜日	9：00～13：00
日曜日、祝祭日、学校行事の代休日	閉　　館
盆休み（８月13日～15日） 年末年始（12月29日～１月３日）	

※１）レポート提出、課題作成、ゼミ発表等でどうしても時間外に利用したい場合は、必ず事前に担当者もしくは事務局の許可を得ること。

■利用資格

１．本学の教職員

２．本学の学生、聴講生および単位互換履修生

３．その他担当者が特別に認めた者

■利用上の注意

１．他人の迷惑になる大きな声での会話、携帯電話での通話禁止。

２．チャット、YouTubeなどによる動画鑑賞、ダウンロード禁止。

３．学習および就職活動、履修登録等以外の、私的な利用によるウェブサイト閲覧およびソフトウェアのインストール禁止。

※警告文が画面に表示されたときは必ず情報教育担当者へ報告すること

４．飲食物の持ち込み、ゴミ放置、土足禁止。

５．他人のパスワードを使用してのログイン禁止。

６．OA・OP室内のパソコン関連機器および閲覧資料無断持ち出しの禁止。

７．１回に10ページを超える印刷は原則禁止。

■罰　則

悪質な場合、以下のような処分を行う場合もある。

１．学則第45条の規定による懲戒。

２．コンピュータ室を利用する講義の受講停止および利用の停止。

３．違反行為による機器への損害の賠償。